明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一六）　二
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（**法務**六）　三

〔告　示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）　七
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**八）　八
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**九）　九
○史跡に指定する件（**文部科学**一四）　一〇
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**一五）　一〇
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**一六）　一一
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一七）　一一
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**一八）　一二
○名勝に地域を追加して指定する件（**同**一九）　一二
○天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**二〇）　一二
○記念物を登録記念物に登録する件（**同**二一）　一三
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（**同**二二）　一三
○重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件（**同**二三）　一三
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（**同**二四）　一四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四三二）　一四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**四三三）　一四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**四三四）　一四
○換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件（**国土交通**二〇七）　一五
○直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件（**同**二〇八）　一五

〔官庁報告〕

産　業

日本産業規格（経済産業省）　一六
標準仕様書（ＴＳ）の継続について（同）　一六

〔公　告〕

諸事項

**裁判所**
破産、免責関係　一七
**特殊法人等**
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一八
**地方公共団体**
教育職員免許状失効関係　一九
**会社その他**
**会社決算公告**　一九